

福岡管区気象台会計課第二契約係
〒810-0052 福岡市中央区大濠一丁目2-36
電話番号 092-725-3602

オープンカウンターとは

この頁について

- 1 オープンカウンターとは
- 2 対象案件
- 3 参加資格
- 4 実施時期
- 5 手続き方法
- 6 結果の通知
- 7 無効となる見積書

福岡管区気象台が調達する案件で財務省政令(予算決算及び会計令)において少額随意契約に該当する契約のうち、相手方を特定せず、広く参加希望者を募集し、見積書提出により契約の相手方を決定する方法です。

対象案件

オープンカウンターの対象物品は、福岡管区気象台において必要とする消耗品等を取りまとめて発注するものです。

なお、発注金額又は納期の関係等によりオープンカウンターの対象とならないものもあります。

参加資格

◆予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

◆予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

◆掲示を開始した日から見積提出期限の日までの期間に、福岡管区気象台から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。

◆警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※過去に福岡管区気象台との契約において不誠実な行為(「見積書の提出後における辞退」、「納入期限の不履行」、「納入検査において粗雑品とされた場合」等)があった場合には参加できないこともあります。

実施時期

随時掲載いたしますので、適宜閲覧してください。

手続き方法

現在の案件は
こちらをクリック

- ① オープンカウンターへ参加希望する場合は左の「現在の案件」から仕様書をご確認ください。

※エクセルファイルにて仕様書及び見積書の例が確認できます。

- ② 見積提出期限内に会計課担当者に見積書を提出する。(提出期限内必着であれば郵送可。FAX、メールは不可)

ただし、下段の「無効となる見積書」に該当すると判断された見積書については、原則として無効になりますので、見積書提出の際は再度確認をしてください。

- ③ 見積合わせは、翌開庁日以降に行なうこととし、見積書を提出した者の立会を省略します。

- ④ 採用されるのは、提出のあった見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を見積もった見積書です。採用となるべき同一金額の見積が複数ある場合はくじ引きで決まります。なお、見積価格は、案件に関する一切の費用を含めた総価格(消費税及び地方消費税を含む)を記載する事となります。

- ⑤ 採用見積については、内訳を提出してください。

結果の通知

見積比較結果は、契約予定の相手方に決定通知をするのみとし、公開はいたしません。

無効となる見積書

- ① 見積に参加する資格を有しない者のした見積書
- ② 記名押印を欠く見積書
- ③ 金額を訂正した見積書
- ④ 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭である見積書
- ⑤ その他見積に関する条件に違反した見積書

